

川崎市労働資料等に関する懇談会開催運営等要綱

制定 令和5年12月22日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市労働資料等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 市長は、川崎市労働資料室に収蔵する労働資料等に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- （1）労働資料等のあり方に関する事
- （2）労働資料等の収集・廃棄等に関する事
- （3）労働資料室の運営に関する事
- （4）その他、勤労者福祉事業の推進に関する事項

（委員）

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者8名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- （1）労働団体及び労働福祉団体の代表者
- （2）労働図書館等の運営者
- （3）学識経験者
- （4）労働資料等の保存に必要な知識を有するもの
- （5）その他、労働分野に精通するもの

（庶務）

第4条 懇談会の庶務は、経済労働局労働・人材支援部において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。